



大阪労働局発表
平成25年12月26日

| | |
|--------|------------------|
| 担 当 | 大阪労働局労働基準部健康課 |
| | 電 話 06(6949)6500 |

胆管がん問題を起こさないために ～安全衛生管理体制の確立及び危険有害情報の伝達の推進～

昨年来、印刷事業場において、洗浄作業等に従事する労働者の胆管がん発症が相次いで明らかとなり、これが大きな社会問題となりました。

大阪労働局（局長 中沖 剛）では、同種の職業性疾病の再発を防止するためには、

- ① 職場における安全衛生管理体制の確立
- ② 危険・有害性を有する化学物質を譲渡・提供する際の「危険有害性情報の伝達」

が重要であることから、府内の関係事業者に対して自主点検を実施しました。「自主点検結果」及び「今後の対応方針」は、次のとおりです。

1 自主点検結果の概要

(1) 「職場における安全衛生管理体制」関係（別添1）

産業医等が未選任であると考えられる事業場を対象とした自主点検の結果、いずれの管理者等でも選任率は向上し、大阪府下の事業場における各種管理者等の選任率はすべて全国平均を上回ることとなった。これは、各事業場において自主点検を行うことにより、改善措置が図られたものと考えられる。

(2) 「危険有害情報の伝達」関係（別添2）

法令で危険有害情報の伝達が義務付けられている物質については、9割を超える化学物質製造者でラベル表示、安全データシート（SDS）による通知が行われていた。

2 今後の対応方針

- (1) 産業医等の選任率の向上のため、今年度内に集団指導を実施のうえ、出席状況等を踏まえ、次年度以降は、個別に指導を実施することとしている。*1
- (2) ラベル表示、SDS通知制度について周知を図るため、自主点検未回答の事業場等について、集団指導を実施した。次年度以降は、個別に指導を実施することとしている。*2

*1 胆管がん問題においては、産業医が労働者の健康管理や事業場の作業環境管理に関わっておれば被害の拡大は防げたと考えられることから、産業医等の選任率の向上を図り、安全衛生管理体制の確立を推進することとしている。

*2 化学物質使用事業場における適切な化学物質管理のためには、化学物質製造者によるラベル表示及び安全データシート（SDS）による危険有害性の情報についての通知が不可欠であることから、これら情報の伝達向上により適切な化学物質管理の取組を推進することとしている。

安全衛生管理体制等についての自主点検結果

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医のいずれかが未選任であると考えられる事業場を対象に、選任状況・安全衛生委員会の開催状況等について自主点検により調査した結果を、下記のとおり取りまとめた。

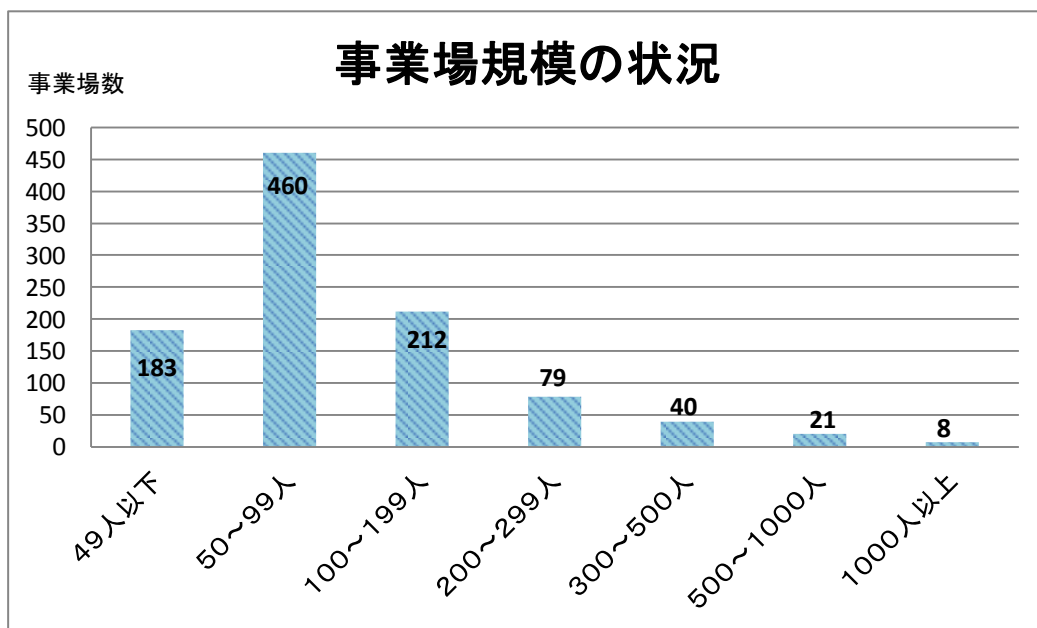
記

1 調査時期・対象等

- ① 調査時期 平成25年6月～11月
- ② 調査対象 衛生管理者等未報告事業場 1,626事業場
- ③ 調査方法 郵送による自主点検方式
- ④ 回答数 1,004事業場（回答率61.7%）

2 事業規模分布と特徴

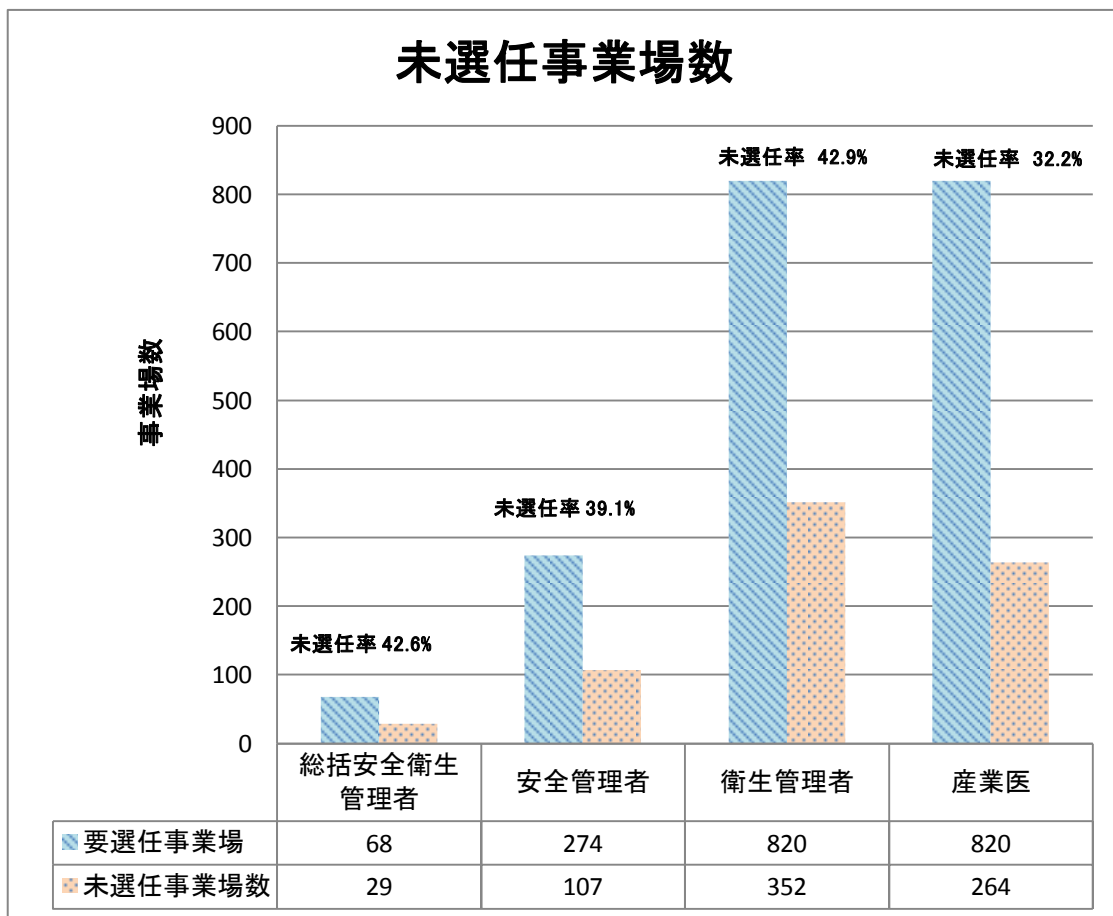
回答のあった1,004事業場を規模別に分類すれば、各管理者の選任義務のない50人未満を除けば、100人未満の事業場が460事業場で、全体の約46%を占めている。



3 各種管理者選任状況

回答のあった事業場のうち、業種・規模を問わず選任が必要な衛生管理者・産業医の未選任事業場はそれぞれ352事業場の42.9%、264事業場の32.2%であった。

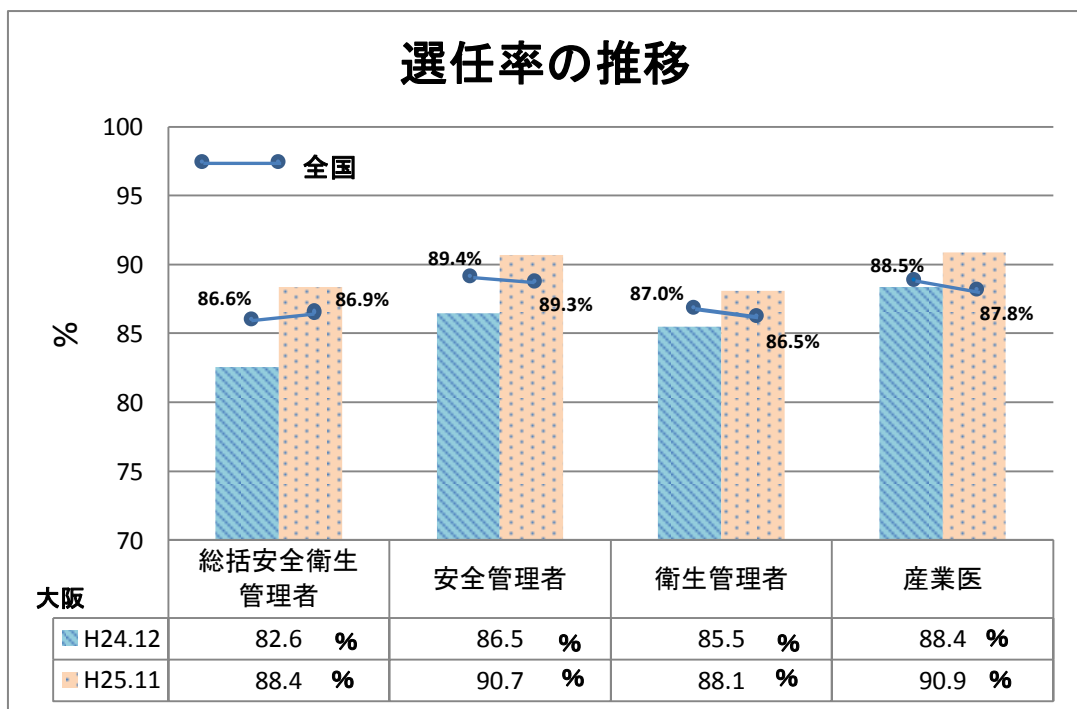
また、建設業や運送業等で100人以上、製造業等で300人以上、その他の業種で1,000人以上の事業場に選任義務のある総括安全衛生管理者については、未選任率が42.6%と高かった。



4 自主点検結果後の選任率の推移

平成24年12月末時点の総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医の選任率と、今般未選任事業場を対象とした自主点検を実施した直後の平成25年11月末現在の選任率を比較すると、いずれの管理者等でも選任率は向上し、大阪府下の事業場における各種管理者等の選任率はすべて全国平均を上回った。

これは、各事業場において自主点検を行うことにより、改善措置が図られたものと考えられる。



5 まとめ

大阪局における衛生管理者・産業医等の選任率は、平成24年12月末時点は全国平均を下回っていたが、平成25年11月末現在では全国平均を上回っている。

しかしながら、各種管理者等の未選任事業場は総括安全衛生管理者29事業場、安全管理者107事業場、衛生管理者352事業場、産業医264事業場が残っている。

特に昨年の胆管がん問題においては、産業医が労働者の健康管理や事業場の作業環境管理に関わっておれば被害の拡大は防げたと考えられることから、安全衛生管理体制の早急な整備は喫緊の課題となっている。

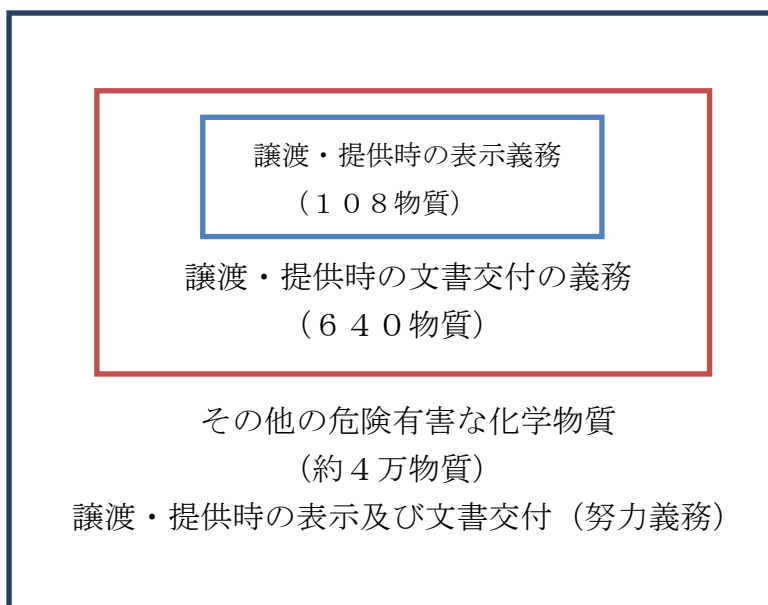
よって、未選任事業場に対し、集団指導・個別指導を通じて、安全衛生管理体制の確立を図っていく必要がある。

化学物質製造者におけるラベル表示・SDS交付状況調査結果

職場で化学物質を取り扱う際に、その危険有害性、適切な取扱い方法などを知らなかったことで、爆発や中毒などの労働災害が発生することを防止するために、労働安全衛生法では、危険有害性を有する化学品を譲渡・提供する際には、ラベルによる表示（108物質が対象）、安全データシート（SDS）の文書交付（640物質が対象）を義務付けている。

大阪府内の化学物質製造者を対象に、ラベル表示・安全データシート（SDS）の交付状況を調査した結果を、下記のとおり取りまとめた。

表示・文書交付の対象物質



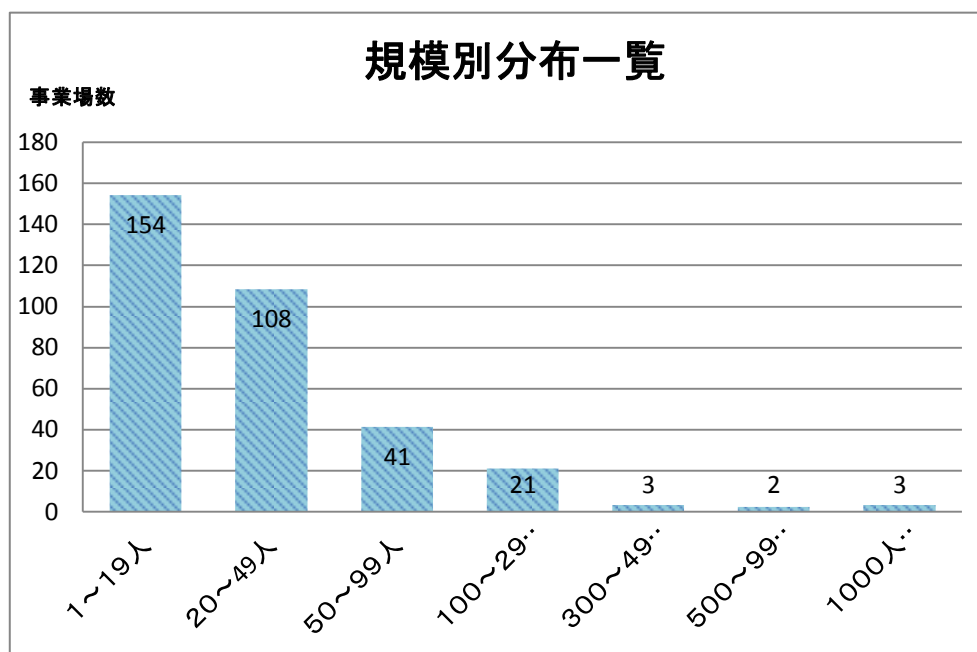
記

1 調査時期・対象等

- ① 調査時期 平成25年6月～7月
- ② 調査対象 化学物質製造業者 500事業場
- ③ 調査方法 郵送による自主点検方式
- ④ 回答数 332事業場（回答率66.4%）

2 事業規模分布と特徴

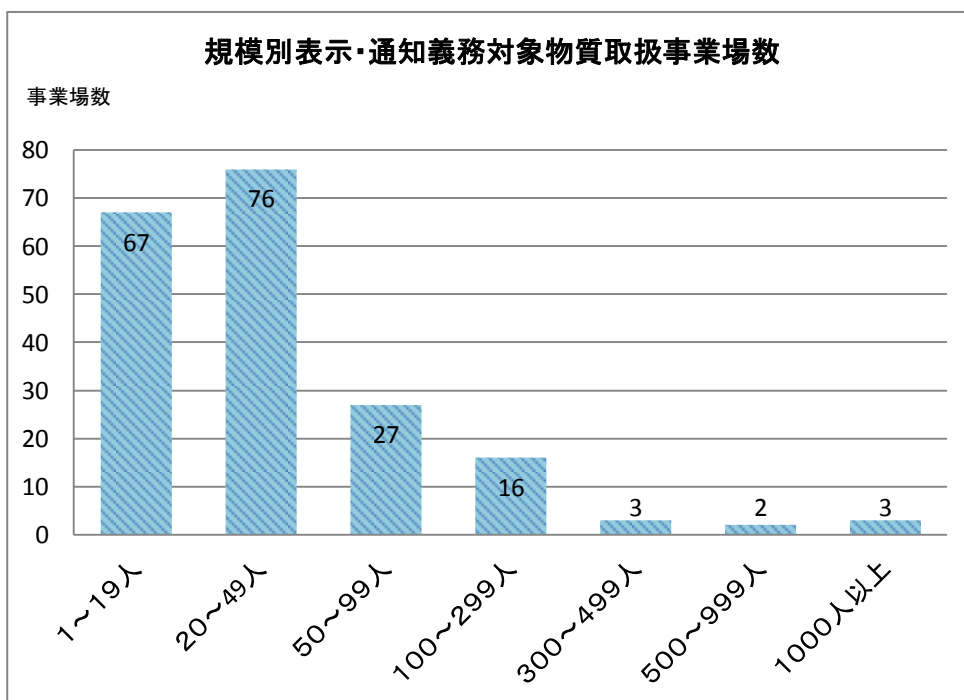
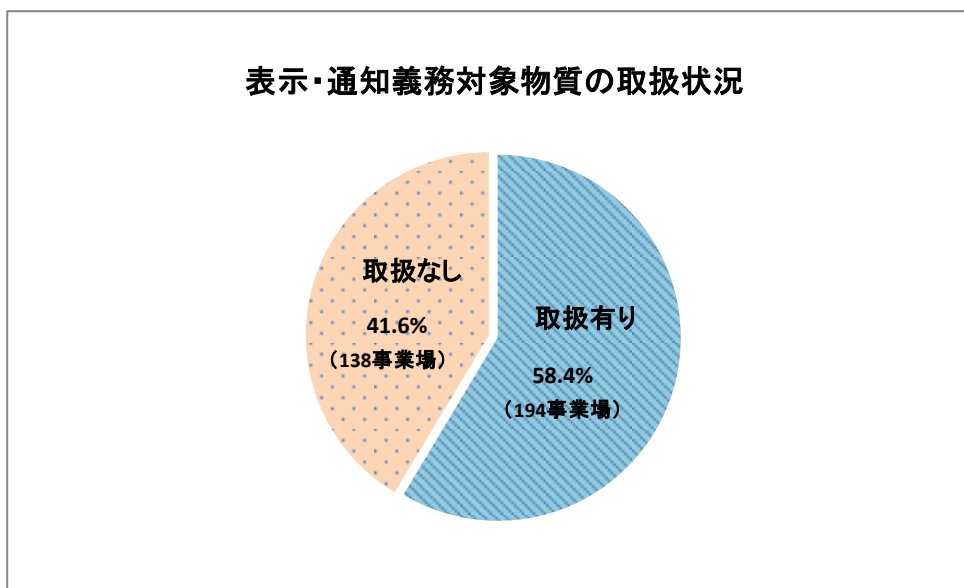
回答のあった332事業場を規模別に分類すれば、グラフのとおりであり、50名未満の事業場が262事業場で、全体の約80%を占めていた。



3 ラベル表示・SDS通知義務対象物質の取扱状況

回答のあった事業場のうち、労働安全衛生法第57条及び57条の2に基づき、表示・通知が義務となっている物質（640物質）を取り扱っている事業場は、194事業場で約58.4%であった。

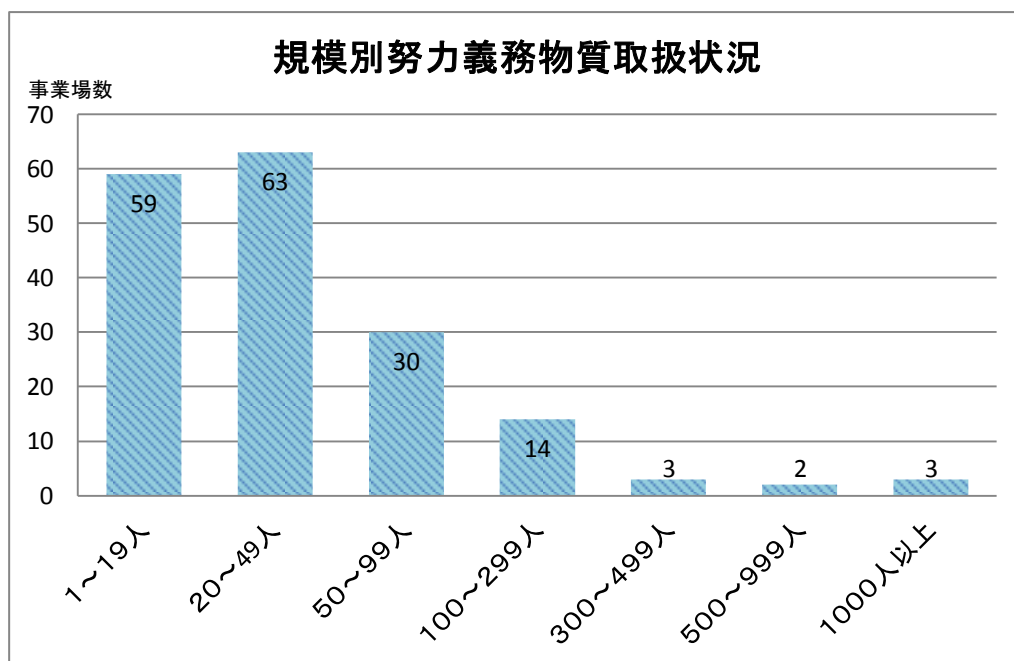
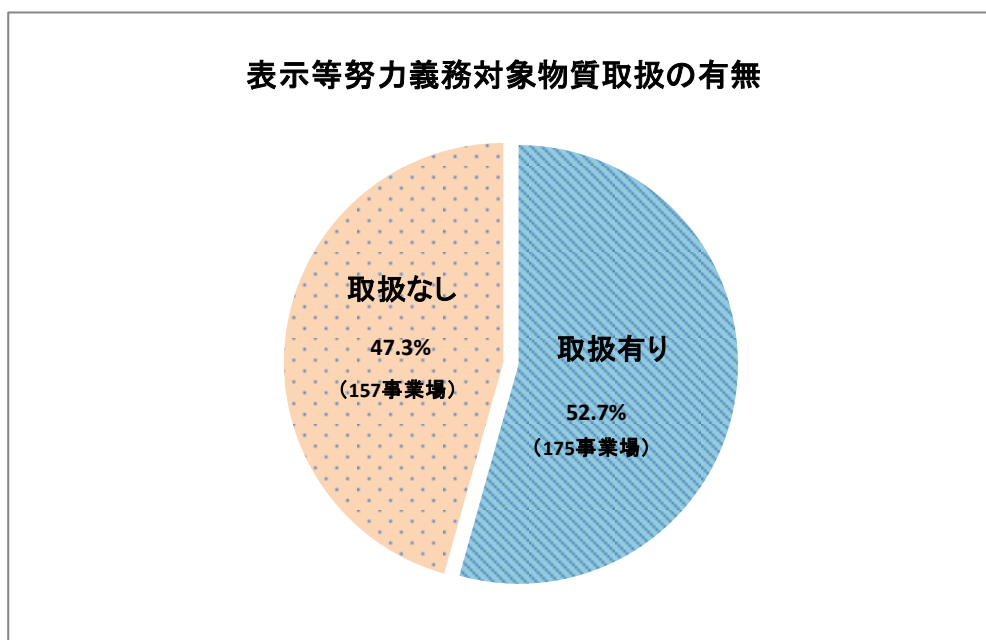
また、取り扱っている事業場では、50人未満の事業場が143事業場と全体の73.7%を占めていた。



4 ラベル表示・安全データシート通知努力義務対象物質の取扱状況

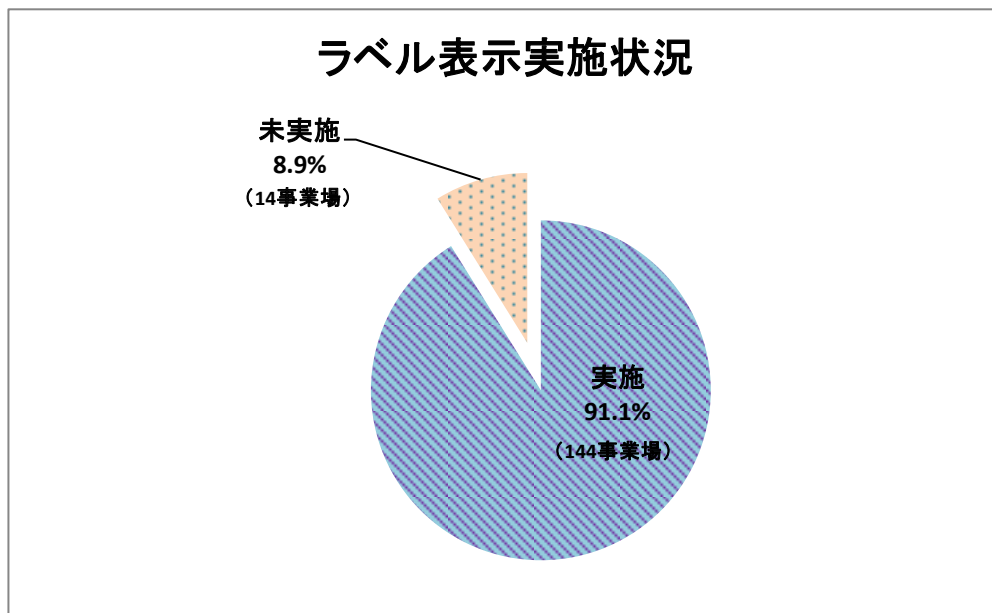
労働安全衛生規則第24条の14及び15に基づき、ラベル表示・安全データシート（SDS）通知が努力義務とされている物質（約4万）を取り扱っている事業場は、175事業場で52.7%であった。

取り扱っている事業場では、50人未満の事業場が69.7%を占めていた。



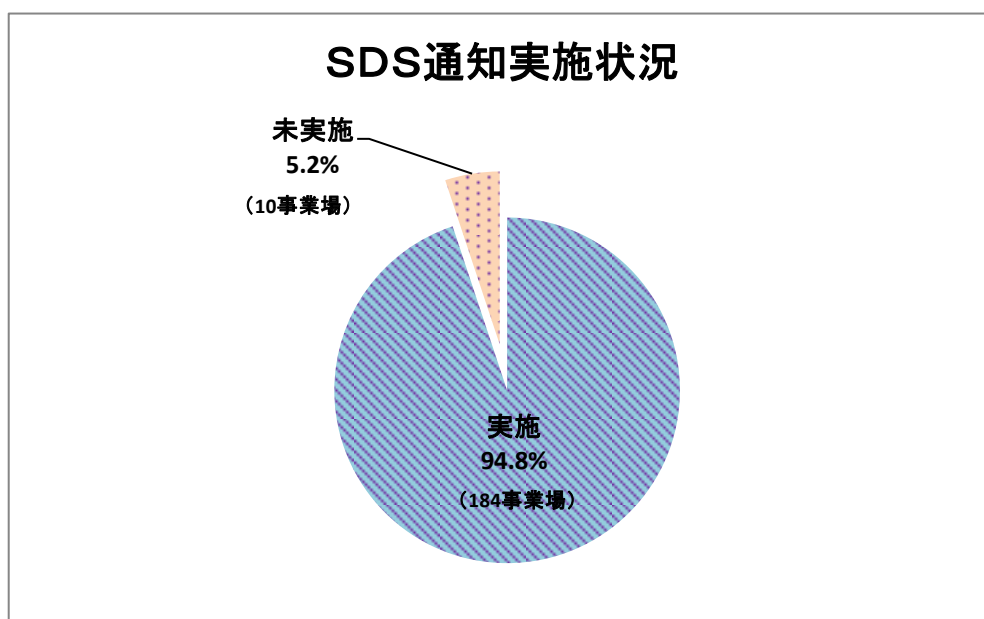
5 ラベル表示の遵守状況

労働安全衛生法第57条に基づき、表示義務のある物質を取り扱っている事業場のうち、91.1%がラベル表示を実施していた。



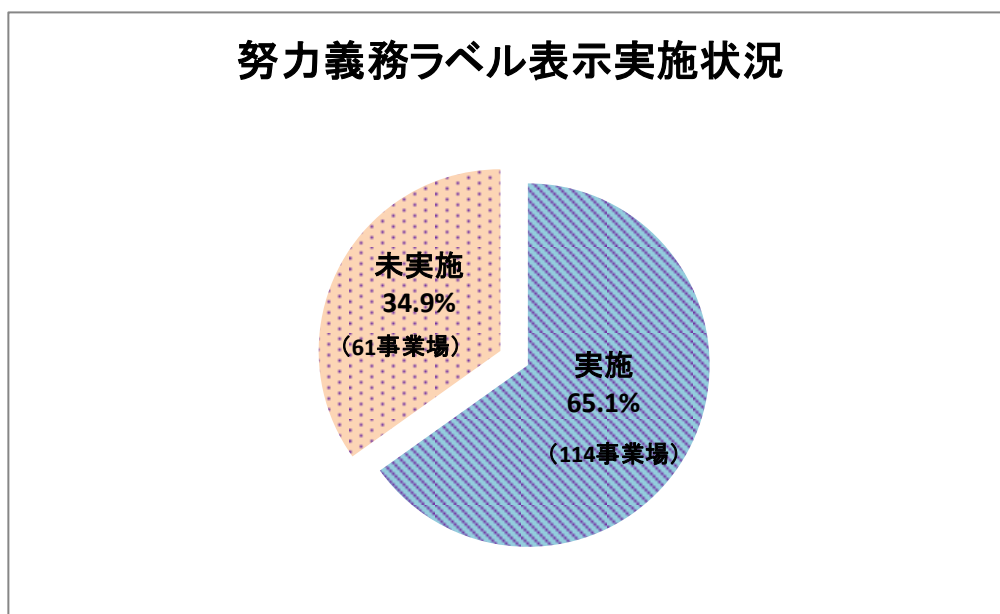
6 安全データシート（SDS）通知の遵守状況

労働安全衛生法第57条の2に基づき、通知義務のある物質を取り扱っている事業場のうち、94.8%が通知を行っていた。



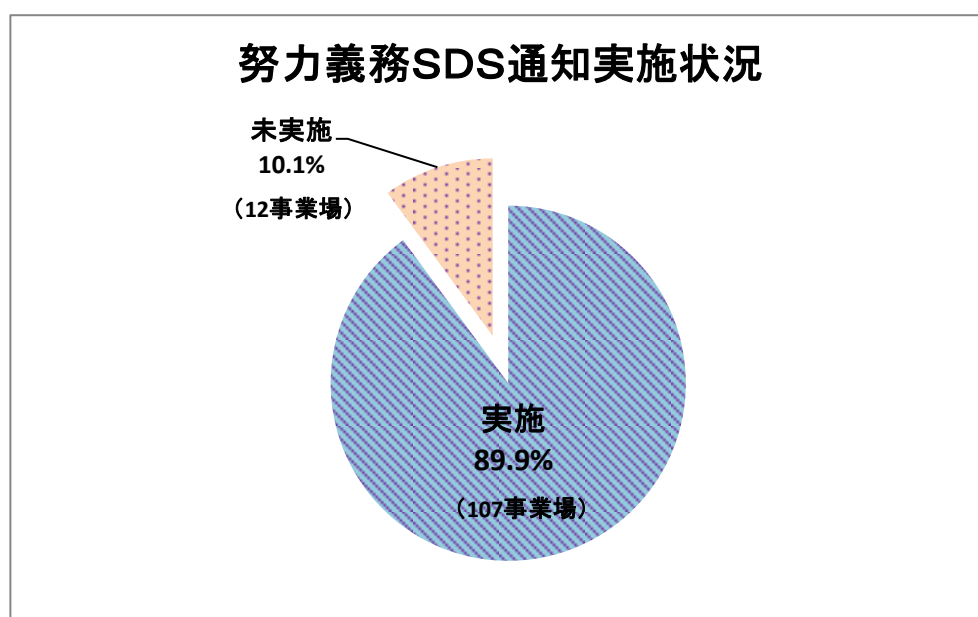
7 ラベル表示努力義務の実施状況

労働安全衛生規則第24条の14に基づき、ラベル表示努力義務のある物質を取り扱っている事業場のうち、65.1%がラベル表示を実施していた。



8 安全データシート（SDS）通知努力義務の実施状況

労働安全衛生規則第24条の15に基づき、通知努力義務のある物質を取り扱っている事業場のうち、89.9%が通知を実施していた。



9 まとめ

化学物質製造者のうち、約80%が労働者数50名未満の小規模事業場であった。

また、法定のラベル表示及びSDS通知義務対象物質を取り扱っている事業場は全体の58.4%であった。実際に法令に基づきラベル表示及び安全データシート(SDS)通知を行っている事業場はその90%を超えており、大企業はもとより小規模事業場においても、化学物質有害性通知制度に係る認識が高いことがわかる。

一方、努力義務については、ラベル表示の実施率が65.1%と低く、機会を捉えて周知を図る必要がある。

今後、自主点検未回答の事業場(176)及び法定のラベル表示義務未実施(14)安全データシート(SDS)通知義務未実施(10)の事業場に対し、集団指導等により周知を図っていく必要がある。